お子さんの成長・発達支援のために

三浦市の療育支援体制

子ども課で行っていること

- １歳６か月児健診
- ２歳児歯科健診
- ３歳児健診
- こあらんど
- 心理巡回相談
- 子ども発達医療相談
- 巡回リハビリテーション（県）

親子相談センター ひなたぼっこ

教育委員会（学校教育課）で行っていること

- 教育相談室・相談指導教室
- 就学相談
- ことばの教室

県鎌倉三浦地域児童相談所

みうらファミリーひろば SUP（旧すくすく教室）

- **専門支援部門**　医師、心理士、ST、OT 等による支援
- **発達支援部門**　生活習慣の習得を小集団の中で行う通所支援
- **親子支援部門**　交流事業や電話相談等による支援

子ども課から事業委託

福祉課で行っていること

◎身体障害者手帳、療育手帳の交付、補装具等の給付

◎児童福祉法によるサービス（児童発達支援事業所等）の利用に必要な支給認定（受給者証の交付）

児童発達支援事業所、放課後児童デイサービス事業所、障害児相談支援事業所

こあらんど

お子さんに応じたかかわりを持ちながら、様々な遊びや経験を通じて、ことばの発達や育児等について、保護者の方と一緒に考えていく教室です。保健師、保育士、栄養士、歯科衛生士、心理士が支援を行います。主な対象は１歳６か月健診を受けたお子さんです。
＜担当　子ども課＞

みうらファミリーひろば SUP（旧すくすく教室）

【発達支援部門】就園・就学するまでの発達に心配のあるお子さんが、通所しながら基本的な生活習慣の習得を目指す場です。保育士と専門職による支援を行います（週１～週４の通所）。
【専門支援部門】医師、心理士、言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）等による専門的視点からの発達相談をお受けします（年６回）。
【親子支援部門】親同士の交流事業の実施や、電話、来所による相談事業を行います。
＜担当　子ども課＞

心理巡回相談

心理士と保健師が年２回、市内の幼稚園・保育園をまわっています。心配なことがありましたら、園の先生や子ども課に相談してください。
＜担当　子ども課＞

巡回リハビリテーション（県）

発達に心配のある１８歳までのお子さんに対して、必要に応じて医師や心理士、言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）、リハビリ科医師、ケースワーカー等の専門職がチームを組み、発達検査等によりお子さんの状態を把握し、関わり方や支援の方法について助言を行います。
＜担当　子ども課＞

ことばの教室

①小学生のお子さん・保護者に対してことばについての指導や相談を行います。
②年長のお子さんの教育相談を行います。
＜担当　学校教育課＞

就学相談

年中、年長のお子さん・保護者の方を対象に就学に向けての相談を行います。
＜担当　学校教育課＞

教育相談室・相談指導教室

①学校に適応することが難しいお子さんの居場所づくりの役割を担います。
②教育全般の相談を行います。
＜担当　学校教育課＞

三浦市子ども課　046-882-1111　内線 337、366　（親子相談センターひなたぼっこ　内線 339）